

展示会へご出展を検討の事業所様へ

販路拡大を支援します！

美濃商工会議所

見本市出展事業費助成金

ご案内

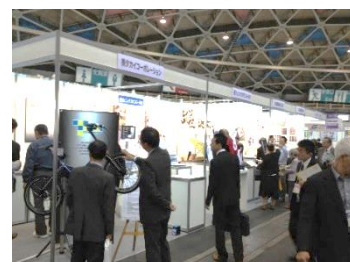
■目的内容 地場産業の育成及び企業の振興を図るため、国内外の見本市の出展に要する経費の一部を次のとおり助成いたします。



■対象者 当所会員事業所で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号第2条)に規定する中小企業で美濃市内に住所を有するものとする。

- 対象事業
- ・対象事業の見本市は消費者を対象とする商品の販売を目的とした物産展は除く。
 - ・対象となる見本市の出展が国、県その他の補助金を受けているときは対象事業から除く。
 - ・支払った小間料の額が10万未満となる出展事業については、対象事業から除く。
ただし、オンライン展示会への出展に限り10万円未満でも可とする。
 - ・助成金の額は同一対象者に対して年1回とする。
 - ・大都市圏（東京、名古屋、大阪）海外での見本市出展に限る。
 - ・令和3年度（4月1日以降）開催の見本市とする。（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
（4月1日以降開催の展示会で出展料の支払いが令和2年度の3月の場合でも可）
 - ・オンライン展示会への出展。

対象事業	助成金の額	助成金の限度額
国内の見本市	出展料（小間料）の2分の1以内 ※ただし100円未満は切り捨て	100,000円
海外の見本市	出展料（小間料）の2分の1以内 ※ただし100円未満は切り捨て	100,000円



■締切 先着順。（助成金の予算額800,000円に達し次第終了とします。）
仮申請書を受付けた順と致します。

■仮申請 仮申請をご希望される方は、商工会議所ホームページにある「美濃商工会議所見本市出展事業費助成金仮申請書」をご記入の上、当所窓口へご提出ください。

■交付申請 見本市出展後30日以内に、美濃商工会議所見本市出展事業費助成金申請書・見本市出展収支決算書に見本市の概要がわかる資料、（小間料が記載してあるもの）小間料の領収書の写し、出展状況写真を添えて提出してください。